

令和6年度監査報告書

令和7年6月25日

社会福祉法人 弘和会

理事長 松本 仁 殿

監事 角 北-玄月 
監事 藤谷 尚 

私たちは、社会福祉法人弘和会の監事として、社会福祉法第52条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務執行および法人の業務・財産の状況について、次のとおり監査を行いましたので、報告いたします。

1. 監査の方法および範囲

各幹事は、理事会及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めると共に、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受けると同時に必要に応じて説明を求め、重要な帳簿書類および関係資料の閲覧を通じて、財務状況・業務執行の適正性を調査しました。

以上の調査方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する附属明細書資料の調査を行い当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

今年度は石川県の特別監査及び羽咋市の立入調査を受けました。具体的には、福祉避難所の運営経費や施設の人員基準について手続き上の不備が指摘され、業務における内部チェック体制づくりの必要性が求められました。また、利益相反取引として理事会の承認を得ていない事案や経費の私的利用等について、社会福祉法人としての経費運用の在り方についても指摘を受けました。法人においては、既に石川県および羽咋市の指導に基づき、必要な対応および内部統制の整備を進めており、透明性のある運営体制と内部統制の確立に向け、再発防止への取り組みが始まっております。

ただし、改善措置の効果や定着状況については、今後も第三者委員会による外部調査も含め、継続的に注視していく必要があります。

(2) 計算書類及び財産目録の監査結果

特別監査により一部の業務執行において手続上の不備が指摘されました。計算書類（貸借対照表、収支計算書、財産目録及び附属明細書）は、現時点では、重大な虚偽表示は認められず、法人の財産及び収支の状況を適正に表示していると認められます。ただし、今後の業務改善の進捗や、財務処理に係る内部チェック体制の強化が確実に実施されることが求められます。

以上のとおり、法人は一部の不備に対し、現在是正措置を講じており、再発防止に向けた体制整備を進めている段階であるため、引き続き、法人内のガバナンスの強化が望まれます。

以　上